

**山岡会長** 皆様お揃いになりましたので、始めたいと思います。

それでは次第に従って進めさせていただきます。

まず第1回委員会の論点確認ですが、事務局から説明をお願いします。

**事務局（法務文書課小谷補佐）** はい。事前に各委員の皆さんに議事概要及び議事録を送付し、趣旨や変換の誤りがないかチェックしていただいたものを資料1としています。

また、議事録の確認をお願いする際にもご説明させていただきましたが、第1回委員会において公文書館から説明させていただいた諮問する公文書ファイルの冊数に集計の誤りがありましたので、議事録では訂正させていただいております。具体的には、

- ・ 2ページ目中段  
修正前 33,552冊 → 修正後 33,555冊  
修正前 1,274冊 → 修正後 1,279冊
- ・ 7ページ目上段  
修正前 949冊 → 修正後 950冊
- ・ 19ページ目中段  
修正前 1,926冊 → 修正後 1,929冊  
修正前 44冊 → 修正後 48冊

を修正しております。以上です。

**山岡会長** 先ほどの事務局の説明に何かご質問等はありませんか。

**各委員** (了承)

**山岡会長** はい。では議事録及び議事概要についてはこの内容で確定いたします。

**各委員** (了承)

**山岡会長** 次に、条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書の公文書館への移管及び廃棄の諮問について議事に入ります。

資料2にありますとおり、公文書館長から8月1日付けで、当委員会に、条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書の公文書館への移管及び廃棄についての諮問がありました。

事務局から説明をお願いします。

**事務局（法務文書課小谷補佐）** はい。今回審議いただくのは、前回と同様に、保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書を公文書館へ移管及び廃棄することについて、妥当であるかご確認いただきたいと思います。

答申案につきましては、資料4として、前回の答申をベースに委員会として移管が適当、廃棄が適当とするものがあつた場合の案を付けています。

なお、本日の審議により別紙1及び別紙2が決まって、前回と同様に各委員に答申案を示して了承いただいた上で答申が決定されることとなります。

事前に送付させていただきましたお手元の保管公文書ファイル名目録の冊子の見出しの順番のとおり、上から①知事部局の集中管理公文書、施行日前公文書として②知事部局本庁、③知事部局出先機関、④公営企業局、次が⑤教育委員会、これは後にします。公営企業局の次が⑥県立学校、⑦警察本部、更に施行日後公文書として、⑧知事部局本庁、⑨知事部局出先機関、⑩県立学校、⑪警察本部、そして施行日前の⑤教育委員会を最後とさせていただきます。

後ほど公文書館から各実施機関の保管公文書ファイル名目録について説明をさせて

いただきます。

**山岡会長** それでは、議事の審議に戻ります。

なお、移管・廃棄する公文書については、公文書管理委員会運営要領第8条第4項に基づき渡部委員と依田委員を指名して、実施機関及び公文書館の選別が妥当であるか、前日の午後及び本日の午前中に事前に歴史公文書該当性の確認をしていただいております。

これから公文書ファイル名目録の上からの見出しの順で公文書館から説明をしていただきますが、各実施機関の保管公文書ファイル名目録の説明ごとにお二人から報告をお願いします。

それでは、公文書館から説明をお願いします。

**公文書館** 本日の委員会でご審議いただくファイルは合計32,716冊で、うち当館で移管と判断した公文書ファイルは、1,251冊です。本日の資料のうち、先ほど説明にもありましたが、資料3に各実施機関の公文書館とで協議した後においても、一次選別と二次選別の結果が違う公文書ファイルの一覧を掲載しております。

特に今回、教育委員会事務局教育政策課における裁判関係の文書において、一次と二次の選別の結果が異なるものが約100ファイルあり、その内容を整理したものを別途資料として、事前にファイルにも添付して配布させていただきました。これとは別に削除ファイルの一覧と修正ファイルの一覧の資料を追加しております。

今回の委員会では、先ほどの裁判関係の文書を含め、選別結果において公文書館と所属との意見相違があったファイルが多く議論に時間を要すると思いますので、当館からの説明は通常より短縮して行いたいと思います。よろしくをお願いします。

では、集中管理の選別結果について説明します。こちらは、集中管理の分は各所属の5年保存、それから10年保存の文書のうち、法務文書課が管理する集中管理書庫に引継ぎを行って保存期間が満了した文書というのが対象になっております。

ファイル名を見ていくと、全体的に支払い等に関する会計書類が中心となっておりますが、中に重要な事業を含んでいるものもありまして、それらを書庫で担当者が現物確認をして選別を行いました。

まず1ページをお願いします。政策企画課です。2番、3番、4番は四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録推進に向けた取組に関するファイルです。四国遍路の世界遺産登録については、平成20年の文化審議会国内暫定一覧表への記載は見送られたものの、候補となる文化資産としての評価を受けており、現在、国から示された課題について専門家と検討を行っているところです。今後の行方は分からないところですが、これら3ファイルについては四国遍路世界遺産登録推進協議会や四国4県の協議会における協議内容や文化庁との協議が含まれており、移管としました。

4ページをお願いします。40番から45番に全国知事会に関するファイルがあります。全国知事会議の組織には7つの常任委員会、4つの特別委員会、7つの本部があり、常任委員会にはさらに7つのプロジェクトチームが属しています。今回、目録に掲載されているのは、それぞれの委員会、本部、プロジェクトチームの会議や活動に関する文書であり、当館は協議された内容が分かる文書は総合的に移管と判断しました。所属に関しましては、42番と45番については本県の関わりや方針に影響するものではないという意見から、廃棄と判断しております。

89ページをお願いします。在宅療養推進課です。この課は高知版地域包括ケアシス

テムの構築に向け、医療と介護の連携を強化し、在宅療養体制の一層の充実に向けた取組を強化するために令和3年度に健康政策部に新しく設置された課です。認知症の施策に関する業務も所管しており、3番に平成29年度の新規事業、若年性認知症支援コーディネーター設置に関するファイル、5番に認知症施策推進会議に関するファイルがあり、これらに移管としました。

134ページをお願いします。薬務衛生課です。129番、「29行啓対応（農業担い手サミット）」、137ページの164番「平成29年度行啓関係」というものがあります。いずれも平成29年度に本県で開催された「第20回農業担い手サミットinこうち」に関するファイルです。前回の委員会において、この業務を所管する農業担い手支援課の所属保管ファイルのうち、このサミットに関するものが多数移管となりました。薬務衛生課の該当ファイルには、皇太子妃殿下のご臨席により、滞在中に立ち寄られる場所や提供される食品等に関する事業者等への立入調査、講習会の実施、また高知県がこの行啓に関して作成した食品衛生対策に関する文書などが含まれ移管としました。

つづいて同じ137ページの166番、「水道ビジョン現行構想—予算化」は、平成30年の水道法改正等に伴い、高知県の水道基盤強化のために浄水方法の適正化や災害、津波、洪水対策等や広域連携を視野に入れた県内の水道事業のプラン「高知県水道ビジョン」策定に向けた動きが分かるファイルです。予算化に向けての必要業務の調査、それから初動の動きなどが分かるものだったので、移管と判断しました。

206ページをお願いします。子ども家庭課です。83番に「H29全国知事会関係」のファイルがあります。これは先ほど、政策企画課の説明でふれましたが、全国知事会の常任委員会のうち社会保障常任委員会に次世代育成支援対策プロジェクトチームがあり、平成29年当時に前尾崎知事がチームリーダーを務めていたことからこれに関するファイルは重要度も高いということで移管としました。ただ、所属はこの内容について、少子化対策に関する業務を所管する子育て支援課が取りまとめを行っているということで廃棄としています。またこの点につきましては、後ほど委員の方からご報告をお願いしたいと思います。

245ページをお願いします。歴史文化財課です。1番に「文化遺産総合活用推進事業」のファイルがあります。この事業は文化庁が実施しており、地域の文化遺産を活用した伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成など特色ある総合的な取組に対して補助金を交付するものです。このファイルには土佐和紙に関する伝承・普及啓発事業に関する補助金の支払関連文書とその実績内容が分かる文書が含まれていました。特に後継者育成の問題が深刻化する土佐和紙について、ヘリテージマネージャーと呼ばれる地域歴史文化遺産保全活用推進員、これは歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かすという人材を育てるために設けられた職ですけれども、こうした人材を育成するための講座を継続的に実施しており、その講座の実績がまとまった冊子もこのファイルには含まれていたため移管と判断しました。所属はこの事業の個別ファイルが30年保存で別途保管しており、そちらを移管とするため廃棄と判断しております。またこれについても、委員から改めて後ほどご報告をお願いしたいと思います。

383ページをお願いします。国際観光課です。83番に「広告代理店取組紹介（よさこいで応援プロジェクト）」があります。これは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開閉会式で「よさこい」の演舞の実現を目指すために、全国のよさこい祭りを

運営する団体で構成された「2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会」の取組内容に関する文書です。オリンピック・パラリンピックにおけるよさこいのPRの動きが分かる文書として移管と判断しました。

459ページをお願いします。道路課です。ここがちょっと意見の相違がずっと並んでるところなんですけれども、1番から460ページ10番にかけて「高規格幹線道路等関連公共施設設備促進事業費補助金」関連のファイルが目録に掲載されています。高速自動車道等の周辺施設整備に関する文書であり、所属は市町村が実施する小規模なものであるため廃棄が適当としていますが、県内の広域的な道路ネットワーク整備状況が分かる文書であることから移管と判断しました。

以上6,522冊、うち移管と判断したファイルは342冊になります。ご審議をお願いします。

**山岡会長** それでは、依田委員、渡部委員からお願いします。

**渡部委員** それではご報告いたします。集中管理の部分ですが、今まで原課と二次選別の結果に相違があった場合は、基本的には移管をするという二次選別を支持しておりまして、その原則はあまり変えるつもりはないんですけれども、今回は先ほど公文書館からもお話のありました206ページの83番、全国知事会議の資料なんですけれども、これは公文書館に色々調べてもらった結果、先ほどお話があったように、この頃の知事会議の高知県の主管課が子育て関係の課であり、子育て支援課が10年保存の文書としてこれと同様のものとして、10年後は移管をするということに決まっているらしく、よって今回わざわざ取っておかなくても、他のものと合わせて10年保存の終了後に移管されればよいのではないかと思います。

それと254ページ、49番の高等学校の実態調査なんですけれども、これは国の調査に対応したものであります。以前、令和3年度に同様のものをサンプルとして移管をして、よって令和4年度は、同様のものを廃棄にした経緯があり、サンプルが令和3年度であるということで今回も廃棄でいいのではないかと思います。

この二つが意見相違の中で今回気になったところです。

以下は個別のことを申し上げますが、まず133ページ、薬務衛生課の109番です。「墓地・埋葬等通知・報告」というのがございます。これは墓地経営に関するものであり、墓地経営は平成24年に法改正が行われて、国の許可から市区の許可権に移管をされております。その後、墓地関係の整備が徐々に行われて、例えば無認可墓地の見直しなどが行われており、そういった関係の一連のものです。そしてこの墓地整備に関するものとしては初めてこの場に出てきたものですので、これは取っておいた方がいいかと思えます。

それと149ページ、91番に「平成29 土佐之塔維持委託契約」というのがございます。この土佐之塔というのは、沖縄戦で命を落とした土佐関係者832柱、それと南方戦線で戦死等で命を落とした人、1万7千数柱、これらをおまつりした慰霊塔でありまして、土佐の仁淀川の石材を使って、吉田茂が揮毫して土佐の方向を向いて建てられたということで、毎年高知県からも慰霊の訪問団が行っております。これを地元の沖縄県の財団が管理をするという契約でありまして、写真などもありますし、土佐之塔関係も初めて出てきたものですので、今回は取っておいた方がいいと思えます。

それと219ページの253番、これは「子どもの居場所づくり」というのは具体的には子ども食堂のことです。子ども食堂に関する会議は1回から4回まで開かれたらしい

んですけれども、現在残っておりますのは、第1回目の会議録と、それと最後のまとめ部分であり、その間の2回目、3回目の会議については資料が今のところないらしく、これは取っておいた方がいいと思います。

その関係で221ページの283番、それと222ページの289番というのが、子ども食堂に関する全国大会が高知で開かれたときの記録であります。221ページの283番は、全国大会のときのその記録、それと222ページの289番はそれに向けてのキックオフ会議に関することでありまして、全国大会の関係ですのでこれもまとめて取っておいたらよいかと思います。

それとちょっと飛びまして451ページ、防災砂防課のところですが、がけくずれの対策事業に関するファイルがずらっと並んでおりますけれども、そのうち被害報告が1、2、3とあります。これは県内のがけくずれの被害の現場の写真、図面、位置の地図、そういうものがとじられたものです。がけくずれそのもの、大規模のがけくずれというのはあまりないんですけれども、おそらくこれは土木工学とかそういう方から見ると、水系やあるいは地質問題とか軟弱地盤の問題とか、今後の災害対策を考えるにおいて、おそらく大いに役立つデータ集だと思いますので、この3冊は取っておいた方がいいと思います。以上です。

**山岡会長** 依田委員、お願いします。

**依田委員** それでは私からご報告します。

まず1ページの1番、T P Pというファイル名でありまして、中を見たところ、T P Pの関係で高知県への影響がいろいろ書いてある文書とか、あとは県議会での知事への質問とその想定問答などがありまして、主管の政策企画課にそういうものがまとまった別のファイルがあるかと聞いたところ、他にはなく、これだけしか残っていないということなので、これは移管が適当だと思いました。

次が4ページの42番と45番、これは意見が相違しているものですが、先方からの昨年は廃棄だったという言い分があるんですけども、実際に中身を見たところ、やはりこの29年度というこの年のものが特徴があって、例えば危機管理であれば、北朝鮮の関係が載っているとか、地方創生であれば、知事会で当時の知事が積極的に発言したとか、そういうものもあったので、これについては公文書館の言ったとおり移管が適当と思います。

あとは25ページの9番「課税状況調」、これも意見相違しているものですが、中身を見たところ、市町村のものが結構入っていて、他にはなさそうということで、これも公文書館の言うとおりの移管で問題ないと判断しました。

あとは206ページの83番、これは意見が相違しているものですが、主管課で今も保管されている文書で当たってもらったところ、先ほど渡部委員がおっしゃるように、子育て支援課のものと同じような内容のものがあって主管課でまとめているということで、これは、原課の言うように廃棄が適当だと考えたところです。

ちょっと戻っていただいて167ページをお願いします。95番、高齢者・障害者権利の関係のものです。これも意見が相違しているものですが、中身を見たところ、方法が直営から委託に大きく変わったというもので、やり方はそんなに変わっていないのかもしれないけどその実施方法が大きく変わったということで、これも公文書館の言うように移管で問題ないと思ったところです。

あとは、217ページが一番下、232番と次のページの233番、234番、これは同じ補助

金のもので1、2、3と並んでいるものですが、今は233番だけが移管になっています。これを見て、一緒に移管しなくていいのかと思ったところですが、この2番目の今移管になっているもの、これに補助金の交付要綱等が含まれていて、他の二つにはそういうものが含まれていないということと、あと他の二つには実績の報告、補助金の全体が分かるものは一切付いていないということで、やはり移管については、今移管になっている真ん中のものだけでいいだろうと考えたところです。

あとは245ページの1番、「文化遺産総合活用推進事業」、これも意見相違しているものです。現物を確認したところ、先ほど公文書館から説明があったように、土佐和紙の関係とか、ヘリテージマネージャーの関係の文書が入っていました。原課が言うには、30年保存文書にも大事なものが含まれているということですが、その30年保存のものを取り寄せて見たところ、そういう土佐和紙の関係とかヘリテージマネージャーの関係文書は入っていませんでしたので、やはりこれを移管した方がいいということで、公文書館の意見どおり移管で問題ないと思ったところです。

あとは254ページの49番、実態調査で、高等学校のもんですが、これについては先ほど渡部委員が言ったように、原課の言うとおりのものなので廃棄で問題ないと思います。

あとは273ページの1番、ビジネスプランコンテスト、ビジコンの関係ですが、同じようなファイルが他にありまして、275ページを見ていただけますでしょうか。275ページの20番、23番、次のページの26番、27番、28番、その次のページの41番、これはみんなビジコンの関係の文書で、ビジコンは28年、29年、30年度だけの事業のようですが、28年度のものはずでないとということで、この29年度のは全てまとめて移管とするのがいいと思ったところです。

383ページ85番、2020のよさこいの関係です。先ほどご説明があったように83番が移管になるということで、中身を見たところ、そのよさこい応援プロジェクト、この実行委員会の関係の資料もありまして、やはりこの83と85はセットで移管された方がいいと思います、この85も移管が適当だと思います。

次が428ページの15番です。これは次の429ページの37番と同じようなものですが、37番は移管になります。37番のものは仁淀川の河口に関係する耐震の工事ですが、この428ページの15番、これは山間部のもので、耐震の関係で予算規模も37番より大きく同じような工事なので、こちらも移管が適当だと思ったところです。

あとは449ページをお願いします。113番、「水防協議会」、これを見たところ、県の水防計画を決めたときの関係の文書が入っていて、他の市町村のものも入っているんですが、そういう文書が入っていたので、これは移管が適当だと考えたところです。

あと最後に459ページ、この道路課の一連の意見が相違している文書、これは昨年と同じようなものが移管になっているということで、中身を見ても同じようなものということで、これは全て公文書館の言うとおりの、移管で問題ないと思ったところです。

以上になります。

**山岡会長** それでは順次やっていきます。

まずは1ページのT P P、他にはないということなので残すということでご意見よろしいですかね。他にはないということで。

それから4ページの42番、これは公文書館案通り、移管ということでよろしいですか。45番も同じですね。

25ページの9番、「課税状況」。これもまた県がやってないからというのは理由にならないんだろうと思いますから、県が保管しているかどうかですから、これも残しますということですのでよろしいですね。

次が206ページ、83番。子育て支援課で別途あるから要らないということで、これは削除ということですのでよろしいですか。

167ページ95番、これは先ほどの意見でいうと移管ということですのでよろしいですか。

それから次が133ページ、109番、お墓はこれしかないということですかね。他にはないということですからこれは残した方がよさそうですね。

次が149ページ、91番。これは先ほどのお話でいうとかなり歴史的な価値は高そうですね。これは残すということですのでよろしいですか。

219ページの253番、これと次の221ページの283番と222ページの289番、これも子ども食堂で、253番がさっきお話のあったのと、あとの二つは全国大会とその準備と。子ども食堂についてはまとまったものが、初年度と4年度のはあるけど間がないというお話ですから、残そうということですのでよろしいですかね。じゃあ残しましょう。

245ページの1番。土佐和紙の分は30年保存から外れているということですから重複はないのでこれは残すことにした方がいいと思います。よろしいですかね。

次、254ページの49番、これはお二方とも要らないというご意見ですね。ということでこれは削除すると。

273ページ、1番、ビジネスプランコンテストということで、この関係を一連の、次の275ページの20番、23番、26番、次のページの27番、28番。それから41番。短い期間内の資料なので一連のものとして残すべきではないかと。

29、30は要らないんですか。29、30を含むでしょう。

**依田委員** いえ、要らないです。

**山岡会長** 29、30は要らない？では先ほどの分を残すことにいたしましょう。

315ページの151番、シカの被害、これも今までの流れからと移管するという方向で進んでおられると思いますので、この件も移管ということですのでよろしいですかね。

383ページの85番、83とセットだから両方一緒にとということで、それならセットで保管した方がいいだろうということでそういたしましょう。

428ページの15番。もう一つの同じような趣旨の429ページの37番を残すのだから、こちらも同じように残しましょうということで、理屈から言うとそうだろうなというところでしょうね。これは残しましょう。

449ページの113番、県の水防計画を決めたときの資料が入っているということなので、残しましょうということですのでよろしいですか。

**福島委員** すみません。依田委員、これは、水防協議会は特に何か特殊な、普段にはないことを決めたりしているんですか。特に特徴があるんですか、この29年の水防協議会は。私も出席したことがあるんですけど、それほど重要な会議だったのかな。例年どおりであればそれほどでもないのかなと思ったんですけど。

**依田委員** 県の計画を決めたということです。

**福島委員** 別に残すことはやぶさかではないんですけど。この年には何かあったのかなと思ったんですけど。

**山岡会長** 県の水防計画を決めたときのものが入ってるという点での貴重さがあるんだというのが先ほどのご意見です。

**公文書館 宅間館長** すみません。私の方からもお伝えします。水防計画は高知県が事務局になっている水防協議会が毎年計画を策定します。私ども中身を検討いたしましたけれども、福島委員がおっしゃるとおり、それほど大幅な改正はなされておられません。国の制度に則った改正であったというようなものがメインだったのかなというふうには記憶をしています。ただ、毎年水防計画が若干変わっていったりというところもありますので、資料的な価値はあるのかなというふうには考えているところです。

**福島委員** 価値があるのであれば。

**山岡会長** はい。では残して。迷った時は残しましょうということで。

次は459ページのこの一連のインターチェンジのものです。これは例年残しておりますので、この部分は全部移管というのが筋だろうという話で、そのとおりだと思います。これも残しましょう。

451ページの1、2、3、がけくずれ対策。これに、写真と図面と地図があるということです。そこがあれだということで、写真なんか消えてしまったらおしまいですから残すということよろしいですか。

一応これで全部やったつもりですけど、よろしいですかね。

**各委員** (了承)

**山岡会長** では、他に何かご質問ご意見ございませんか。

**各委員** (了承)

**山岡会長** それでは、今話したとおりの移管及び廃棄の意見で、答申は最後にさせていただきます。

次に知事部局の本庁所属保管の施行日前公文書の説明をお願いします。

**公文書館** 施行日前の知事部局の本庁の選別結果についてご説明します。

521ページをお願いします。医療政策課です。5番以降、523ページの38番まで表彰関係のファイルが多数ありますが、大臣表彰に関するもので該当者がいると分かっているものだけを移管としました。人事課に、知事表彰等で合議が回っていくものなどは人事課が移管とするためこれらは廃棄としております。

525ページをお願いします。79番から83番にかけて「第7次看護職員需給見通し」に関するファイルがあります。これらは、看護職員の確保に向けて、概ね5年ごとに国の動きに合わせて県も見通しを策定しております。内容は県民が看護サービスを格差なく提供するために必要とされる看護職員の需給数とか供給数を、各県内の診療機関、病院等に調査をかけて、そこから需給数とか供給数を明らかにした上で安定的な確保に必要な数値というのを具体的に出して、それを県の策定ということで重要な基礎資料として保存していくことになるんですけれども、この実態調査自体は委託により医療機関を対象に行われたんですが、その調査結果を踏まえた検討会、それから策定内容をまとめた報告書を移管とすることにしました。

529ページをお願いします。計画推進課です。ここから次のページの中山間地域対策課、その次のページの林業環境政策課と全て、経済同友会に関するファイルを掲載しています。これらは前回の委員会でファイルの内容が整理できていないため一旦諮問対象から外したんですけれども、なお現物確認をして内容を再度確認のうえ、選別を行いました。

いずれも経済同友会と県が取り組んできた地方創生に向けた自治体と企業との協働プロジェクトに関するファイルです。基本的にこれらは計画推進課が窓口となってとりま

とめしているんですけども、内容を確認すると、計画推進課の持っているファイルはプロジェクトの全体像が把握できる会議資料や知事レク資料、今後の方針、視察に関する文書でありまして、中山間地域対策課、林業環境政策課が持っているのは、それぞれの課がやっている中山間地域振興やひき板を並べて接着させた木質系材料のCLTの販路拡大に関して、各分野の詳細な内容が分かる文書であるため、全体像が分かるものも、それから各課のその分野の詳細が分かるものも全て、それぞれ分かるということで全て移管と判断しました。

553ページをお願いします。環境対策課です。環境対策課には水質や大気環境に関する国の調査等に関するファイルが多数ありました。それらを踏まえて、県としてホームページで調査結果を報告しているものや冊子としてとりまとめているものがあります。ホームページ公表分は電子記録として今後移管するべく準備をしており、結果が冊子として現存するものは全て移管としました。

557ページをお願いします。河川課です。30番に「吉野川フルプラン」というファイルがあります。これは意見が相違しているものなのですが、フルプランとは、水資源開発基本計画のことを指し、国土交通省がこれを作成しています。吉野川水系における水の用途別の需要の見通しや供給目標等も含まれる計画関連の会議であり、この内容について協議をしていることが分かるということから移管と判断しました。

以上529冊、うち移管と判断したファイルは87冊になります。

ご審議をお願いします。

**山岡会長** それではまず渡部委員、依田委員からお願いします。

**渡部委員** 意見相違のものについての公文書館の判断は、私も一致します。特に、先ほどの吉野川フルプランというのは、早明浦ダムでしたか、色々なところの四国全体に関係する資料もたくさんありまして、これは移管だと思います。

ただ一つ、540ページの73番、「仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会」の資料があります。これはもう、これまでも割と川の関係は丹念に取っておいた方がいいだろうと言ってきましたけれども、コイヘルペスが流行り始めてその調査、それとその背景にある水質汚濁の問題などが幅広く協議されておりまして、データも添付されておりますので、これはぜひ残しておいてもらいたいと思いました。この1点だけです。

**山岡会長** 依田委員お願いします。

**依田委員** 525ページをお願いします。83番。第7次看護職員の関係、その上にいくつかその関連文書が並んでおりまして、移管と廃棄に分かれているのですが、その直前の二つが移管ということになっておりまして、実際にこの83番を見たところ、その策定の関係の実態調査などと、その取りまとめの考え方とかがつづられておりましたので、83番も含めて移管とするのが適当かなと思ったところです。

557ページの30番、吉野川フルプラン、これも原課は廃棄と言っているのですが、このフルプランの関係の会議録、議事録なども付いているので、これは移管が適当と考えたところです。

あと560ページの56番、鏡川の関係の文書ですけども、これは事務所にその原本があるというふうなことも書かれております。これについては廃棄でよいんですけども、事務所にある原本については移管されるようにしていただきたいと思っています。これ自体は廃棄で問題ありません。

572ページをお願いします。最後の88番、補助金の関係の文書ですが、中身を見たと

ころ予算が獲れたときの文書だけで、聞くところによると、この事業自体は未執行ということ、何も実態がないということなので、これは原課の言うように廃棄で問題ないと思ったところです。以上です。

**山岡会長** それでは順次やっていきたいと思います。

まず、525ページの83番。これは81と82の前提というか、実態調査をしたものだからセットで残すべきだろうという話で調査票の記載がありますし、残すべきだということでもよろしいですかね。

540ページ。川は大体残しましょうという流れで73番、仁淀川・物部川水質汚濁ということで、これは残しましょうということにします。

557ページ、30番、これは皆さん一致して残しましょうということで残します。

最後、572ページ、今までの流れからいうと、当然88番を残すというふうになるはずなんですが、先ほど依田委員の意見では、予算を獲っただけでまだやられてないということなので、実態は何もないということで、さっきの方とはちょっと違う。これは実際にやられた時には何か別のファイルで残すわけです。おそらく。だからそちらを気が付いた時に残せば、これは廃棄で構わないというそういう理屈だと思いますけど。気をつけておいてください。これはもう実際に施行された時の資料を残しましょうということで、これは要らないということでいきましょう。

他にご質問・ご意見はございませんか。

**各委員** (了承)

**山岡会長** なければ、施行日前の出先機関に移ります。お願いします。

**公文書館** 施行日前の知事部局 出先機関の選別結果です。

641ページをお願いします。精神保健福祉センターです。190番に「自殺対策推進センター設置関連綴」があります。こちらは国の自殺対策基本法の改正に伴い、「高知県自殺予防情報センター」という名称が「自殺対策推進センター」に変更されたときの文書です。センターでは研修や連絡会議を通して、地域や家庭での孤立を防ぐよう対策の支援体制を整備しており、その実施要綱制定に関する文書が含まれているため移管と判断しました。

798ページをお願いします。中央東林業事務所です。この中央東林業事務所で結構古い文書がいくつか見つかったのですが、その中で152番、「過去の林業労働者数調査結果」というのが、昭和51年から平成13年にかけてのものがあがってきておりました。これまでも林業労働者数に関する調査の結果というのは、林業環境政策課のものを移管してきましたんですけども、この古い年度のものではなく、中を見てみると、全部の年代ではないのですが、中央東管内だけでなく県内全体の林業労働者の調査結果が含まれている文書であったため、この年代のものは他にないということで移管と判断しました。

以上5,589冊、うち移管と判断したファイルは7冊になります。

ご審議をお願いします。

**山岡会長** それでは、渡部委員、依田委員にお願いいたします。

**渡部委員** ここについては、意見相違についての公文書館の判断を支持したいと思います。

あと個別で私が思ったことを申し上げますと、755ページの136番、「高知県紙産業の在り方検討会」というのがあります。これは原課も公文書館も廃棄としています。検

討会についてよく調べてもらいますと、第1回から3回まで会議が行われて、取りまとめが行われたということですが、第1回目は取りまとめがあるけれども2回目はない、ということでこのファイルにだけしかない部分があるようでした。そして平成26年から28年の間の数年にわたる検討会の内容が書かれておりますので、これはぜひ取っておいてもらいたいと思います。

それとやはり紙関係ですけれども、757ページの167番、紙産業の開発の強化事業についてですけれども、これについては研修計画だとか今後の紙産業の将来を考える協議がいろいろ行われておりまして重要だと思います。おそらく高知県にある公の機関で世界で一番有名なのはこの紙産業センターでして、ここの動きというのは世界中が注目しております。特にこういう紙産業のあり方だとか、力の付けよう、あるいは将来計画というのは、高知にとどまらないものがありますので、なるべくこの紙産業センターのものについては残す方向ということで判断をしてもらいたいと思います。

それともう一つ、808ページの313番、中央東林業事務所です。平成23年から27年の間の林業労働力だとか林業機械器具の調査結果がまとめられております。ここにはどういう人たちが労働、林業に関わっているのか、あるいはそこでどういう資金体系があるのか、あるいはそこで機械類がどういうあり方をしているのかなど、管轄外のところも含めてのデータが含まれておりまして、この頃の林業のあり方の具体が分かるつづりだと思いますので、これは残してもらいたいと思いました。

以上です。

**山岡会長** 依田委員お願いします。

**依田委員** 私からは特にありません。

**山岡会長** では最初の755ページの136番、取りまとめの関係文書から外れているものがここにあるというご指摘がありましたので、移管済みのもの以外のものが入っているということから言うと、残すのが筋なんでしょうね。ということでよろしいですか。

次が757ページ、167番、土佐の紙ということで非常に注目を浴びているので、できるだけ残した方がよいという先ほどの渡部委員の意見で、将来のことも含めて検討されているということで残すということと、先ほどの川ではないですけど、紙は残すという方向で考えましょうというご意見で、それも含めて残すことにしましょう。

次が808ページ、313番。最近割と若い人が林業に戻ってるっていうのがあるみたいですが、林業のことについて残しましょうということはどうですかね。残すということで、以上3つを残しましょう。

他に、出先機関の施行日前についてはご意見ございませんか。

**各委員** (了承)

**山岡会長** 次は公営企業局をお願いします。

**公文書館** 施行日前の公営企業局の選別結果です。

903ページをお願いします。電気工水課です。これら全て前回の委員会でも諮問対象として当初あげておりましたが、1ファイルに昭和52年から平成4年までの複数年にわたる文書がとじられており、内容は労働組合が実施したストライキに対して参加した職員の懲戒処分に関する文書と、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等の条例施行による懲戒免除措置の文書となっております。この取扱いをどのようにするかという点で前回は協議をしたんですけれども、所属において、平成元年度の昭和天皇崩御に伴う措置に関するファイルは単年度だったのでこれはこれで整理をして、他の年

度の懲戒処分に関するファイルもその前後で3ファイルに分けて整理をして掲載することとしておりました。

選別結果は前回と変更しておりませんが、その最終判断につきましては、また依田委員よりご報告をお願いしたいと思います。

以上4冊、うち移管と判断したファイルは4冊になります。ご審議をお願いします。

**山岡会長** ではお二方、ご意見をお願いします。

**依田委員** それでは、私が報告します。この4冊を拝見しました。この元年の2番のもの。これについては陛下の崩御に伴う恩赦の関係のものだったので、移管で問題ないと思ったところです。

それ以外の1番と3番と4番については、単に職員のストライキの処分の関係の文書しか入っていなかったのです。

条例施行後、こういう分限・懲戒の関係の文書は出てきてないと思ったのですが、中身を見たところ、移管、つまり歴史公文書に該当する基本的な考え方である、その後の政策立案に影響を及ぼしたようなものではないと思ったので、この1、3、4は廃棄でよいのではないかと考えたところです。以上です。

**山岡会長** 教育委員会のときにも出てきそうな議題ですが、分限処分のうち、まあ言えば不正行為があった場合にはあまり残しても仕方ないかなというところで、問題はストライキの場合に残す価値があるかどうかというところですが。なかなか評価は分かれるんでしょうね。これを本格的にやると、教育委員会のときに議論することになるのかな。どうでしょうか。そちらのときに一緒にやりますか。

この三つがどうこう議論するよりは、教育委員会のときにかなり広く議論した方がいいのではないかという気もしますが、とりあえず保留にしておいて。教育委員会のときに削るか残すかという議論のときに、残すなら残しましょう、削るなら削りましょうになりそうな気がしますので、一旦これを保留にしておいて、後で教育委員会のときに議論しましょうということできりあえず保留にしておいて。

次が施行日前の県立学校ですね、教育委員会は飛ばしますので、お願いします。

**公文書館** では先に、施行日前の県立学校からです。

1,175ページをお願いします。高岡高等学校です。今回県立学校のなかで古い指導要録というかなり古い文書が目録に掲載されたのがいくつか安芸高校、高岡高校とあるんですけども、代表で高岡高校を選んだのですが、昭和20年代の古い指導要録が掲載されていて、この指導要録の移管、廃棄の判断というのをすごく迷って、昨年度、城山高校、山田高校は年代ごとでまとまっていれば移管と判断していたんですけども、その際、指導要録の記述から地域社会とか家庭の状況が分かるのではないかという点が重要なポイントとなっております。

実際に昨年度移管となった指導要録を、複数の学校から受け入れた際に、各年代の指導要録における記載事項を確認したときに、載っている項目というのが、個人の名前、住所、成績、健康状況とか性格等、個人の成績評価であったというところで、公文書館として判断をするときに、学校を含めた社会全体の様相までは見えづらいのではないかと考えてみました。

実際に学校に聞き取りをした時に、指導要録というのは、本来その取得単位数とか成績証明書を発行するために、確認をするためにそれを使うものだ。その個人から成績証明発行があったときに、その人を見て国語が3とか4とかそういうのを書いている、

というところがあって、それでこのままこの指導要録をどういうふうに移管を続けてどうするのかというところが、少し迷ったんですけども。

ひとつ、昭和27年以前のものというところは選別基準で、当時こういう様式で学生を評価していたというところが一つの基準と、それと設置されている学科に特色がある、そういう特色がある学校のものという判断で移管とし、その他は廃棄としたところです。

高岡高校に関しては、27年以前もそうなんですけれども、1,180ページの90番以降に昭和27年以降のものも出てくるんですが、ここを移管として判断したのはこの宇佐分校の漁業科でありますとか、ページをめくっていただいて、1,184ページの116番が無線通信科とかそういう特色のある科が出てくるというところでカウントしましたが、ここは今回、渡部委員ともかなりいろいろ判断を迷って、また後でご報告してもらおうんですけども、指導要録に関しては27年以前というところと、ちょっと特色のある科を設置しているところでまず公文書館としては判断をしました。

続いて1,225ページをお願いします。四万十高校です。今年度、もう一つ指導要録と合わせて判断したものの一つに会議録というのがあり、6番に会議録があがってきていて、この判断理由としては年間の行事等の資料がとじられていた職員会議の資料ということで、アーカイブズとして移管すべきとしました。このファイルも職員会議の記録として昨年度から移管しているところと、聞き取りをした時に、その年間行事がとじられていないという答えが出てきたところを背景にしているのですが、この中で各学校に聞いてみると、学校の方針によって保存年限の設定であるとか、ファイルの編さん方法が異なっているという実態がありました。

こちらの会議録も、年間行事の資料がとじられていると確認できたものに関しては移管として、情報共有のみで話し合った議題だけが出ているものについては、廃棄と判断しております。

以上6,032冊、うち移管と判断したファイルは222冊になります。

ご審議をお願いします。

**山岡会長** 渡部委員をお願いします。

**渡部委員** 大変悩ましい分野です。学校ですから割と統一的なものがあるかと思いがちですけども、先ほどお話があったように、会議録だとか日誌だとか、いろんなものが学校ごとで考え方が違って個別を見ていかないとなかなか分からない部分があります。会議録関係は公文書館の判断にお任せしようと思うんですけども、先ほどからお話が出てる指導要録の問題をどう考えるかであります。

まず、昭和27年より前のものは残そうという基準があれば、指導要録も含めて27年前は残すだろうと思うんですけども、その後をどう考えるかです。当初、公文書館と話した時も、実際、成績一覧ぐらいの話だから、そういう個人情報だけのものが残ってもあまり意味はないんじゃないかと思っていたんですけども、その後、改めてめくってみますと、就職先だとかそういう進路の問題とかもつぶさに書かれておりまして、それを見ますと、時代ごとに変遷が見えるだろうと思います。

サンプルとして従前移管されておりました大方商業のものをめくってみますと、やはり高知市内に来る流れと、もう一つは関西に行く流れ、それと関東に行く流れでそれぞれが自動車関係だとか、食品関係だとか、何となくこう特色が見えてくる状況があります。

これがおそらく時代によっても変わっていくだろうし、あるいは学校を広く見ると、

学校の立地点とか学校の沿革によっても様々な特色が見えてくるんだろうと思います。情報としては決して多くはないんですけども、読み込み方、あるいは使い方によっては一つの時代や地域というのは読み込める貴重な情報ではないかと思っております。それを前提にして申し上げますと、1,010ページの92番から室戸高校の指導要領がずらりと並びます。室戸高校は青年学校とかを吸収しながら昭和21年に女学校と中等学校になって、それが合併して室戸高校になっていくんですけども、ご存知のように、遠洋漁業基地があるところであったりと、地域性が大変あります。

また、吉良川の分校があったりとか、そういう展開もあり、それぞれが社会の中でこの卒業生がどう動いたのかということは大変興味深い話でして、悩ましいところですけど、92番から125番ぐらいの指導要録というのは残してもいいと思いました。

それと同じように、高岡高校が今回随分出ておりまして、1,175ページから高岡高校の指導要領が1番から191番まであります。高岡高校は現在は普通科の高岡高校ですけども、当初は戸波分校と宇佐分校を持って、この宇佐分校が後に現在の海洋高校に行くということで水産関係の分校を持っていたりします。

それとこれも昭和21年に周りの高等小学校や青年学校とかいろいろ集めながらの旧制中学の女学校として成り立った経緯があって、地域ではかなり期待された組合立の歴史を持つところでありまして、ここの人たちがどこから入学し、そしてどこへ巣立っていったかなど、興味深いと言ったら変ですけども、社会分析のためには必要な情報がこの指導要録にあるかと思っておりますので、昭和27年以前から残っているものとしては、残してはいかがかと思っております。

ただ、指導要録だったら何でも残せばいいということではなくて、例えば丸の内みたいに新しいものしか残ってないものについては、あえて残すことはなく、今後はやはり、いわゆる特色ある学校とか地域が見えるということを理由づけるような学校にやや絞る方向を持ちながら残していくということではいかがかと提案をするところがあります。以上です。

**山岡会長** はい。依田委員お願いします。

**依田委員** 私からは特にありません。

**山岡会長** はい。会議の方は実質的なものが入ってる場合と、全然そういうのがないかを見てみないと分からないというのがありますけど。

問題は指導要録をどういう方向で考えるか。まず今まであったのは、昭和27年より前にあるものは残すというのが一つありますよね。

それから特色ある学校の場合は残しましょうということで、特別な職業科みたいなところは残す場合、今の二次選別の結果はそういう形でやっておられる。

問題なのは室戸高校と高岡高校。古いものからずっと残ってるから比較ができる、変遷を知ることができる、というところに重点を置くか。

余りに量が多いということで、全高校を残すという選択はないので、どの範囲で残すか。一つはまず、昔からの分がずっと連続してあるっていうのが一つ大事なんですよね。丸の内高校は最近のものしかないから除外されると。室戸高校と高岡高校の普通科っていうんですかね、本校というか、それを残すか残さないかというのは、もうどっちにエイヤーで決めないと、両説あるので、どちらかに決めましょう。

就職先とかそういうのは歴史で調べていくと、日本の産業のある程度の状況、変化が分かるところがあるんですかね。では室戸高校、高岡高校についてどうですか。も

う、迷うんだから、迷う時は残しましょうだったんで。いいんですかね、それで。  
はい。では先ほど言ったように、1,010ページの92から125。1,175ページの1から191。  
この二つを残しますということですのでよろしいですか。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。ではそのようにいたしましょう。

次は警察本部の施行日前公文書について説明をお願いします。

公文書館 施行日前の警察本部の選別結果です。

1,315ページからスタートしますが、今回、県警本部及び警察署について、いずれも  
文書廃棄簿を全て移管としております。

通達文書とか、それぞれ警察の収受したものとか発出したものなど、それぞれ保存年  
数は警察庁から受けたもので警察庁の保存年限に従って設定をしているということでした。

特に採用試験関係は、試験問題を含まず案内文書等であり、また、一般教養に関して  
は、問題を購入して試験を開催しており、作文に関しては県警で独自に考えてやってる  
けれども、また別ファイルで保存しているということでしたので廃棄としております。

以上2,838冊、うち移管と判断したファイルは65冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 では渡部委員をお願いします。

渡部委員 特に異議はございません。

山岡会長 それでは、依田委員をお願いします。

依田委員 私も特にありません。

山岡会長 そしたら、二次選別どおりということとさせていただきます。

各委員 (了承)

山岡会長 続いては別ファイルの、知事部局の本庁所属保管の施行日後公文書につい  
て説明をお願いします。

公文書館 施行日後の知事部局の本庁の選別結果についてご説明します。

7ページをお願いします。県民生活課です。1番から4番まで「くらしネット  
kochi」という高齢者の消費者トラブル等の相談事例等を取り上げて注意喚起を行って  
いる広報誌がありましたので移管としました。またその他の各所属で発行された冊子類  
を移管としています。

以上123冊、うち移管と判断したファイルは7冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 では渡部委員をお願いします。

渡部委員 公文書館の判断に特に異論はございません。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 はい。私からも特にありません。

山岡会長 それでは、二次選別どおりということですのでよろしいでしょうか。

各委員 (了承)

山岡会長 次は施行日後の出先機関について説明をお願いします

公文書館 施行日後の出先機関の選別結果です。

23ページをお願いします。須崎林業事務所です。1番は各林業事務所に一般閲覧用と  
して置かれている「閲覧用工事台帳」であり、これは前年度に実施した工事の概要が分

かる文書であるため移管と判断しました。同じく、安芸、中央東林業事務所、高知土木事務所でも同様に「閲覧用工事台帳」を移管としています。

以上735冊、うち移管と判断したファイルは7冊になります。

ご審議をお願いします。

**山岡会長** 渡部委員お願いします。

**渡部委員** 特に意見はございません。

**山岡会長** 依田委員お願いします。

**依田委員** 特にありません。

**山岡会長** 大体、工事台帳はもうまとめて置いてあるから残すという方向でずっとやってきたんだと思いますから。各出先機関には工事台帳は残すんだよということで伝えておいてください。それでは、二次選別どおりということでしょうか。

**各委員** (了承)

**山岡会長** 次は施行日後の県立学校をお願いします。

**公文書館** 施行日後の県立学校の選別結果です。

171ページをお願いします。高知東高等学校です。先ほど少し説明しました会議録なんですけれども、前年度の聞き取りと同じく年間行事がとじられているというので当初移管としていたんですけれども、後ほどその学校に内容を確認してみると、年間行事などは全くなく、校内で開催したフォーラムの資料であったため廃棄が適当だという回答で、一応現物の内容にとじられているものをPDF化したのを取り寄せて、委員の方にも確認していたんですけれども、この点につきましてはまた渡部委員よりご説明をお願いしたいと思います。

他は特に廃棄等で意見が相違したところはありませんでした。

以上4,788冊、うち移管と判断したファイルは11冊になります。

ご審議をお願いします。

**山岡会長** では渡部委員お願いします。

**渡部委員** 先ほど申し上げましたように、学校の資料というのが学校ごとにファイル名が一緒だけど中身が違うというので、一つ一つを確かめないといけないので手続が煩雑になりがちです。移管すべき、してもらいたい資料というのはもう大体決まっているわけですので。もし可能であれば、公文書館と教育委員会とで話してもらって、こういうものにとじたファイルを1個作ってもらおうと良いというような協議がなされると、今後の移管というのは大変簡潔にやられるんじゃないかと思います。という今後についての意見を申し上げます。

**山岡会長** これはどっちなんですか。

**渡部委員** これはもう公文書館ともお話しましたけれども、結局中身を見ると、絶対分からないものについては廃棄、分かるものが入ってるものは移管ということで、この通りだと思います。以上でございます。

**山岡会長** 依田委員お願いします。

**依田委員** 私も個々のものということではないのですが、職員会の会議録とか資料とかがところどころに見られて、この保存期間が1年というものが今回出てきています。学校によっては保存期間も違っていると、あるいは、そもそも作られているかどうか、登録されているかどうかさえ分からないということもあり、指導要録とかもあるんですけれども、そういう何か統一的な資料などにできないのかと感じてい

るところです。各学校によって保存期間も名称の付け方もバラバラというのはいかななものなのかなど、感じたところです。個々の文書については特にありません。

**山岡会長** 結局48番は中身がスカスカなんですか。

**公文書館** はい。

**山岡会長** どうなんですかね。先ほど渡部委員が言われたように、学校の1年間の行事が分かるようなものが一つのファイルでまとめたものとして、「学校行事の概要」のようなラベルを作ってもらって、こういうものはそこに残してもらったら、公文書館に移してずっと保管するんだよっていうのを、教育委員会を通じてでも言ってもらえば。すかさずの会議録をもらってもしょうがないし、逆にそういうので概要が分かれば1冊分、各学校でちょうどいい大きさだろうと思いますし、ちょっとその辺りを。実質的なものが入っている、年間行事の概要が分かるような文書を一ファイル作ってねと働きかけていただいたらいいんですよ。

**渡部委員** 何かサンプルがあるといいかと思います。

**山岡会長** という要望で、二次選別通りということによろしいですか。

**公文書館** すいません。話が戻って申し訳ないのですが、先ほど施行日前の宿毛高校でも、同じく意見が相違している職員会の会議録がありまして、施行日前の県立学校、何も触れられずに終わってしまったなという事に今気づきました。

**山岡会長** そうですか。

**公文書館** ちょっと戻ってしまい申し訳ないのですが、施行日前の1,285ページ、宿毛高校なんですけど、306番、この職員会議録は成績会議の資料のみだったんです。少しページを戻っていただいて1,276ページの同じ161番から165番っていうのは、年間行事がとじられているものだったので移管になるんですけども、ちょっと確認してもらった時にこの306番だけは全く同じタイトルなのに、中にとじられているのは成績会議の生徒の成績ばかりだったので、これは廃棄とさせて欲しいということで先方から申し出がありまして。これもこの場で審議をいただけたらなと思います。

**山岡会長** 29年だけ入ってないのか。どちらにしますか。29年だけ抜けてるというふうに考えるか。つまり、前の年と比較ができるっていう意味からいうと中身スカスカでも残した方がいいかもしれない。

**公文書館** この内容が全くその職員会議のものではなかった。成績会議のためのもの。

**山岡会長** そんなものは残してもしょうがないと考えるか。これ、29年だけ抜けてるのはどうしてと誰かが疑問を持ちそうだな。記録上、29年は成績判定会議しか残ってませんでしたっていうのは、何かで。

**公文書館** 28年。

**山岡会長** 28年度の職員会議録というのは、何か別にあるのか。ないのか。困りますね、これ。

まあしょうがない。29年がないのはこういう意味ですっていうのを何かどこかで残しておかないと。この年がない、もったいないねというふうに、調べた人が思われる。何らかの形でそこは。記録として残して。

**公文書館 宅間館長** 28年度だけがちょっとない状態でございますので、改めてその部分については、なお宿毛高校の方に確認をさせていただければと思っております。

もしあればあったで、また移管をするかどうかっていうのを改めて検討させていただきたいと思います。

**山岡会長** では本来のものは28年どこかにありそうな気がしますけど。そこは探していただくということで。

それで、先ほどの1,285ページの306番は、他になかったときどうする、平成28年。スカスカだけこの年はこれだけよという形で残すかは、つまり比較の意味で、成績判定だから残したってしょうがないよと考えるか。

**渡部委員** おそらくこれは職員会議録というものと、職員会議事録でおそらく違う帳簿なんだろうと思います。教務委員会があったら教務委員会会議事録ができるのですが、表題には職員会議録と書いたりとか、そこら辺が学校現場で一つの名称統一がされてないんだろうと思いますね。

**山岡会長** 残すべき価値があるような学校行事の概要を一つのファイルにまとめてください。こんなやつがいいんですよっていう。そういう形でやってもらいましょう。はい。

では、306番は残さないということにしましょう。

**各委員** (了承)

**山岡会長** 次が、施行日後の警察本部についてです。

**公文書館** 施行日後の警察本部の選別結果です。

359ページをお願いします。284番から「警察白書」、次のページ、360ページに補導白書、交通白書、犯罪統計書があります。これらは全て高知県警がとりまとめた県内の犯罪件数や交通事故の色々な調査データを、結構期間を区切ってまとめているのですが、その統計結果としてまとめた冊子があるということで、これらを昨年度から全て移管としており、今回もこちらの新しいものを移管としました。

以上4,484冊、うち移管と判断したファイルは4冊になります。

ご審議をお願いします。

**山岡会長** では渡部委員をお願いします。

**渡部委員** 特に異議はありません。

**山岡会長** 依田委員をお願いします。

**依田委員** はい。警察の施行日後の文書を見ていたところ、コロナの関係の文書が6冊ありました。具体的には373ページの532番と、その次のページの562番、563番、437ページの1,746番から1,748番に6件のコロナ関係の文書があります。大体警察の文書であれば収受した文書が多いのですが、これは原本であるかどうかを確認をしているところなんですけれども、その結果はまだ聞いてないのですがいかがでしょうか。

**公文書館** 373ページの生活企画課、532番ですね。この通達文書だけ生活企画課から各所属に向けて、マスクを着用しましょうとか、ちゃんと手指消毒をしましょうとか、誰かと対面で接する時の注意を呼びかける文書を同じ県警内に発出した文書ということでした。

**依田委員** 373ページの532番。

**公文書館** はい。それ以外の新型コロナのものは全て収受をした文書です。

**依田委員** 分かりました。その532番だけ移管が適当だということをお願いします。以上です。

**山岡会長** はい。今のところコロナは残すということで。実質的にどういう形で、警察という、ある意味人と接することを防げないところでどういう対策をしたかという

ことは、歴史的な価値はあるんでしょうね。一般とやはりちょっと違うところがありますから。特にコロナに罹った犯人を逮捕したらどうしましょうとか、そういう警察の特性はかなりありそうですから、532番は残すということで、よろしいでしょうか。

**各委員**（了承）

**山岡会長** はい。それではそのようにいたします。あとは二次選別どおりですね。

すぐに教育委員会をやりますか。

**公文書館** はい。皆さんに事前にお配りしたファイルの中に、今回、教育政策課が主な裁判関係の文書をどのような考え方で選別したのかというところと、あと、意見が相違しているファイルが約100ファイルあるんですが、目録自体は905ページから始まっていて、意見の相違の理由の欄の文書が割と長く、教育政策課としての考え方もあったりして長いので、ここだけ個別に取り出して、訴訟ごとに理由が同じものは、AとかBとかCというふうにまとめたものが別で作っているものになります。また資料3にもついています。

裁判関係の文書について、目録で大きく三つ、勤評闘争に関するもので、二つ目が学力テスト闘争に関するもの、三つ目がマンモス訴訟に関するものということで概要を示しているんですが、意見が異なっているものというのは、勤評闘争に関するものとマンモス訴訟に関するものがほぼその中心になっております。

事前に山岡会長にもこの選別の異なった裁判関係の文書については現物確認をしていただいて、これはもともと旧大栃高校に保管して、およそ関連するものを茶封筒に入れていて、段ボール箱で保存していたものが今回諮問としてあがっていくに当たり、教育政策課が目録に起こしたのですが、選別で当初一番最初に提出された目録には、同じタイトルが複数存在していたり、一字ちょっと違うだけで類似していたりというのがあって、原本と写しの区別が不明なものなども多数あったので、それらを当初一次選別で所属はもう裁判の関連ということで全て移管としていたんですけども、公文書館として二次選別行い一定整理をする必要があるのではないかというふうに思い、類似してるものとか代表的なものを全て取り寄せて、現物確認をしました。配布用に作成された裁判の事を記録した冊子類などは、もう1冊のみを移管と考えて、その他同じものは廃棄というふうにしております。

あと個人の評定、それから処分、名前、住所の情報の記載のみのものというものを、その文書の記載内容に裁判との関連性が読み取りがたい、その記載された文書にこの件でこういうふうに処分されたとか書いてあるなら分かるんですけども、もう今となっては、その関連しているという推測のもとで一連のものを移管とするのか、単体で見たときに、名前、住所や内申、個人の評価というものは廃棄とすべきではないかというふうに思い、公文書館としては二次選別の結果を出したんですけど、やはり教育政策課としてはこういった大きな影響を与えたものというのはいくら一連として移管をすべきではないかというふう判断に至ったところです。

その他、教育委員会として1,073冊で、公文書館としては495冊を教育委員会として移管と判断しておりますけれども、この判断が分かれたところについて、また皆さんでご審議いただけたらと思います。

**事務局（法務文書課小谷補佐）** 今日の配付資料の資料3を6枚めくっていただいたらA4横の教育政策課作成の選別の考え方というのがありまして、今、説明があった勤評闘争とか学テ闘争とかを書いている、考え方を整理したのがありまして、その次か

らが教育政策課の考え方を理由欄に、かなり詳細に書いているという形になっております。

**山岡会長** 結局、人の情報だけがほとんどという資料が結構ありましてね、ざっと見ましたが、大体いくつかのグループに分けて、その中の一冊を見せていただきましたけども、名前だけ単に、というのはおそらく要らないんだろうと。例えば、917ページの176というのはもう本当に名前だけ。それともう一つは基本的に名前だけなんですけど、前任地とか次の勤務地とかっていう何か、いわゆる昔の飛ばされたみたいなそういう変遷が読み取れるかなという部分があって、それが個人名の部分と、かなりプライバシーに当たっているんで、特にストライキだから道徳的にどうこうということはないんだけど、やっぱり途中で脱落してる方がいるんですよ。そういうことを考えると、イデオロギー的に戦って粉砕しましたという、そういうある意味名誉なことだと考えて、割り切るわけにもいかないんで、そこをどうしましょうか。

名前等、あるいはほとんど個人情報分は外すかどうか。そこをざっくり議論するところかなという。それでだいぶ切れるでしょう。それだけの個人情報と多少のプラスアルファが写ってるだけのものは外しましょうと考えるか。

直接の裁判の資料というのはほとんどありませんので、あんまり弁護士が見たからどうこうなるというような類いの書類ではなかったです。裁判上、これは重要だけどこれが重要でないとかそういう見分け方で見た方がいいかもしれないと思って、お二人と別の視点で私が見てみようと思ったんですけど、実際見たらあまり裁判の直接の資料ではなかったです。

あとは、これは歴史的な資料とは言えないかもしれませんが、裁判例集が4冊あったんですよ。裁判判決の高知のものが載っているのと載っていないのがあったんですけど。法律家の感覚からいうと、判例集を捨てるなんてもってのほかですけど。これはありえない話で、裁判所で判例集を捨てるなんてことはありえないんですけど。文部科学省が作ったんで、おそらく文部科学省にも置いてあるかどうか。本来ならどこかの図書館か、県議会に資料室とかないのかな、どこかに寄贈するのかな。つまり公文書館の保管するのが適当かどうかはかなり問題があるとは思っています。

歴史的価値というよりも、こういう先例がありますという裁判例で、というほどの重要さなので、ただいかにも判例集を捨てるというのは、弁護士としては耐えがたい。職業的に言うと。どうなんですかね。残す価値があるのかな、ちょっとどこかで引き取ってもらうのがあれで、これを燃やしてしまうのはいかにももったいないと思います。どっちかというとな個人的な法律家の感覚ですけど。

あとは最初にざっくり議論をしたいと思いますが、渡部委員、意見いかがですか。

**渡部委員** 歴史という立場から言いますと、歴史はもめ事ととかが大好きで、もめ事とか喧嘩とか、犯罪とか事故だとか、一揆だとか謀反とか争論とか、こういう非日常的なことが起きたときにその社会の特色だとかが最も現れる訳です。歴史をやる人間としては、訴訟文書というのはすごい最重要文書です。こういうものを分析することによって、興味本位でやるのではなくて、そこから社会の背景だとか、当時の感覚、習慣とか、いろんなものを読み取っていくということでもあります。歴史資料としてこれを見ると、取捨選択はしません。残ったものは全部残すという考えでいきます。

文書は、先ほど会長がおっしゃったように人名しかないとしても、少なくとも文書が何らかの意味でやっぱり発生しているわけであって、これを分析することによって

その1枚の文書が何ゆえに発生したのかということ、それ自体が意味を持つてくる場合があります。こういう訴訟文書とかもめ事文書というのは一部分をのけるということは、歴史ではしません。

ただ、重複しているものについては、本当に一致しているのであれば全部を取っておく必要はないのかもしれませんが、それ以外のものについては歴史の立場から言うと、原課と同じ判断になると思います。

**山岡会長** それでは、依田委員の考え方をお願いします。

**依田委員** このそれぞれの事件の関係は、重要な事件であると思いますので、この関連の文書は移管するというのは当然適当だと考えております。そのうえで、まず訴訟の関係の文書については、当然、裁判の記録としても提出してありますのでここにはないということで、それ以外の資料がここにある訳ですね。裁判、訴訟とは直接は関係ない資料としてここに約600冊くらい残っており、その600冊のうち約500冊を移管が適当ということで選別をしております。

6分の5はもうすでに移管と判断していて、残りの100冊をどうするかということです。これらの残りの100冊は、単独で見れば廃棄で問題ないような文書ですけれども、どのように関連するかを見て、関連があれば移管でいいと思います。しかし、その関連が全く分からない状況で、全て移管とかの判断をするのは難しいと思いますので、公文書館の判断がいいと思ったところです。以上です。

**山岡会長** 後のお二人のざっくりとした議論をまずしないといけないので、と思いますが、どうですか。

**福島委員** これ全部民事裁判ですから、全部口頭弁論の資料なんですよ。刑事裁判じゃないですよ。その、弁論に提出した意見書といいますか、残っているのかなどいったら、議論を聞いてるとちょっとまた違いますね。そうすると、それぞれ、確かにお二人がおっしゃった、全部残した方が関連性が分かると思うんですけど、ちょっと私も事前に見せていただいたらよかったなと思ってちょっと反省はしてますけど。どういう資料が残っているのかというのがイメージできないので。

**山岡会長** 例えば一斉休暇っていうときに、各学校で休暇願が出て、それについて何時から何時までとか書いていて、つまりその時間帯はみんな一斉休暇するわけですよ。要は実際にストライキがあるわけですよ。

そういう関係の原資料で各学校に残ってる文書とか、そういうのがあるので、何かそういう関係は残した方がいいかなとは思んですけど、そうでなくて、単に名前がずっと載ってるっていうのもあるんですよ。だから名前が載ってるからこれは個人情報だという意味と、別にストライキなんだから道義的な問題は関係ないから、残してもいいんじゃないかと。載っているから不名誉なことだと誰も考えないでしょうから、それだったら構わないのかもしれないですけどね。

**福島委員** もうその背景と関係ないですよ。名前はね。

**山岡会長** これは例えば不始末で処分されたとかっていう場合であればね、当然個人情報として残すべきではないという議論はありうるんですけど、ストライキで処分されたっていうのはまあ言えば向こう傷ですからね。それは別にプライバシーをあんまり考えなくてもいいんじゃないかなという気がするんですけどね。

**渡部委員** 一括文書の場合、そこに含まれる文書の一つ一つを単独で見ると、ただの紙片なんだけれども、全部をまとめて見ると、個々の文書に意味が出てくるとか、解

積ができるというのはよくある話です。歴史を考えるとすると、一旦全部の資料が欲しいんですね。そうしないと何かが抜けそうな気がします。高知県史の現代部会なんかの議論を聞くと、高知県の戦後史でいうと、まず取り上げるべきは勤評ですねという感じで、かなり重要視されるということですので、これは残してもらいたいののが正直な気持ちです。訴訟だからということではなくて社会的な意味を持つ訴訟ということの一つとして考えなければならないと思いますけれども。

**菊池委員** はい。私は別に歴史的な見地から分からないんですけども、渡部委員のおっしゃる通りですね、資料にどういう価値を求めるかっていうのは何か研究者によって異なってくると思いますので、その文脈は判断できない以上は残した方がいいんじゃないかなと。

**山岡会長** 公文書館の方としては割と削りましょうというお考えなわけですけど、何かこう、基本的にどういう方針なのかというのが分かれば教えていただければ。

**公文書館 宅間館長** 私どもの考え方としては、こういった、やはり大きな出来事ですので基本的には残していくべきであろうと考える一方で、その個人がどうであったかということよりも、その事象を捉えて残していくべきではないのかと考えているところです。そう考えたときに、例えばストに参加した人そのものが、記録を残すということなのかどうか。そこではなく、むしろその背景にある勤務評定であるとか、学力テストだとかという、問題の背景をしっかりと残していくのであって、個人が処分されたとか個人がストに参加をしたのかいうところまでを残すことになってくるとちょっと我々としてもですね、どうなのかなと。それを100年200年と残していくのかということころは、ちょっと私どもとしても躊躇するところではあるところです。

**渡部委員** それは何がどういう事件だったのかということは、総括の問題であって、その総括を導き出すためには個別具体を分析しなくてはならなくて、その個別具体の中には、誰が参加したのか、そしてどういう処分を受けたのかということ自体が、歴史上としてやらないと結局何だったのか見えてこないと思うんですね。

ただ、個人のプライバシーとかいろんなものがあるんですけど、これは今度は歴史公文書として残しておいて、全てを前提無しに公開しなくていいわけであって、やはり見せられないもの、あるいはプライバシーを侵害するものなどについてはある一定の公開制限を設けるとか、あるいは黒塗りをするだとかいろんな方法があるわけで、やはりその前提としての歴史資料として、材料はやっぱり全部残しておかないと、個別事象がないと分析はできないような気がしますので、ここだけ残っても結局何だったのかという具体が見えないと歴史評価ができないような気がするんですよ。公文書館の気持ちも十分分かりますし、今日日そういうことだと思いますけれども、やはり長い目で歴史ということ考えた場合には、特にこの運動というのは、何か慎重に残す方向じゃないかなと、どうしても思っています。

**公文書館 宅間館長** 私もこの点に関しては、本当非常に悩むところであります。私も見させていただいてですね、確かにそういうところもあるのかなっていうところがあったのが、実は勤務評定、各教員の勤務評定書が実は残っております。

昭和34年の勤務等評定書を見ますとですね、一部の市の勤務評定表、実はABCとランクづけするところが空欄だったりするんです。そういうのを見ますと、どうも歴史をたどっていくとですね、その頃独自に評定を行ったというようなことをやっていたということがですね、宿毛市の市史に掲載されているので、ある意味それを裏付け

る資料ではあるということが言えると思いますので、そういった面では、その証拠を裏付けている資料ではあるという面言えば、委員がおっしゃるような形でというのはあろうかというふうに思いますし。

ただ一方で、本当に教職員のかなりセンシティブな内容が含まれる、特に本人の家族の病気に関する記述が残っているような資料とかも残っていたりということで、非常にその面では我々としても、残したとして利用できるのかどうかは非常に悩ましいというのが私どもの現状でございます。

そうしたところから、ある程度どこまで残すかということになってきたときに、我々としては、個人情報としてはあくまで残すものというものはちょっと考えていくべきではないのかなという思いでさせていただいたところですが、渡部委員のおっしゃることも十分理解できる場所ではございます。

**菊池委員** すみません。よく分からないんですけど、資料が何が重要か、何が重要じゃないかと判断をすることって難しいんじゃないんですか。つまり誰がどう判断するかって、だって分からないわけですよ。どうなんでしょうか。

**渡部委員** 例えばですね、先ほど会長も言った判例集も、判例集だけで見たら判例集なんですけども、この中に判例集が残ったという意味。何に使われ、どういうことなのかというとその判例集はただの判例集ではなくて、この何かまた別の意味が出てくると思うんですね。

ただ、徳川家康の蔵書の中に何があると、それだけ見たら本なんだけれども、実はその本を見て武家諸法度を作ったとなると、ここが根拠になって一つの時代を変えた書物になっていく、ということと同じように、菊池先生がおっしゃるように、今の時点では言いようがないですね。多分残ったという意味から出発する必要があると思います。一括文書を分けてしまうというのは、何か僕には勇気がないというのが正直なところです。

**山岡会長** なるほどね。裁判例集でも見方が違うんです。私は法律家だから先例を大事にするからその先例を書いてある本は捨てるなんてもってのほかだという感覚でいたんだけど、今の渡部委員は当時の県として依って立つ文献、文部科学省がおそらく配ったんだと思うんですけど、そういうのを参考にしながら法廷闘争をやったんでしょうね、というたてりで見えるわけですよ。だからそこは全然、感じ方、側面が違うから、捨てるもったいなかったなっていうことになる可能性はありますのでね。

ただおそらく閲覧は相当、目的を確認して、個人情報として利用されないようになんかなり注意深く保管しなければいけないので、そういう点では公文書館は保管が大変。貸し出しの時が大変なんですけどね。

ただ歴史家としては断片が大事なんだというのはおっしゃる通りなんだろうと思いますが、何となく委員の方、雰囲気が残す方向に進んでるような気がします。そういう理解でよろしいですか。

公文書館の方で、これだけは外して欲しいとかいうふうなことがなければもう一括で。確かに名前と住所が全部載ってるだけっていうのはあるんですよ。それも何のために使うんですかっていうふうによほど確認しておけば、全体としての例外なく保存してまわすっていう形で残した方が歴史的な価値はあるんでしょうね。

残すということで。

**公文書館** ちなみに、905ページの10番から13番までは、教育政策課と公文書館では廃

棄で一致しているんですけど、渡部委員、これは別の意味でいかがですか。

**渡部委員** 今回の時点で、勤評闘争に参加した人がまだご存命であり、あるいはお子さんぐらひはご存命です。

これが50年100年たった場合どうなのかということを考えてみましょう。例えば、江戸時代の終わりに一揆に参加した名簿があるとします。父親が一揆に参加して、罪人扱いをされたとしても、その後100年たって見るとそのことをいいか悪いかとかいう評価は別問題となります。歴史を分析するためには、個人の立場を超えてその名簿が大いに価値をもつ訳です。

おそらくこの勤評の話もあと100年経ったら完全に歴史の問題になって、プライバシーがどうこういうことではなくなって、あの時代を見返すための資料としてということになるような気がするんです。

ただその間は見せないという選択を検討してもいいわけであって、ただ、将来的に歴史を考えるために、資料として取っておくということの判断はあるんじゃないかなという気がいたします。

それと今おっしゃったように、905ページの10番から13番、三和村の教育委員会、公民館日記ですけれども、これ、今回私が見た中で最も感動した4冊でして。昭和20年代の公民館活動のことが毎日詳細に記録されています。青年団活動だとか、あるいは勉強会をするだとか、芝居の準備をするだとかいうことが記され、この頃の熱気ある青年団の動きというのが、見事に活写されています。この4冊は大資料だと私は思いますのでぜひ取っておきたいと思いました。

ついでにもう一つだけ触れておきますと、981ページの5番、心の教育センターの事業報告書があつて、これは廃棄になっているんですけども、中を見ると相談件数だとか相談の内容分析とか、それに関する対応だとかいうことがきちんと体系づけられてまとめられたものでして、これもおそらくこういう世界が今後も更に重要になってくるでしょうから、移管をしてもらった方がいいのではないかと思います。

以上です。

**山岡会長** そしたら、訴訟に関する文書はもう原課の意見通りで残すということで、それ以外のものについて、渡部委員から905ページの10番から13番と981ページの5番ということでは言われましたが。

依田委員の方は何か。

**依田委員** はい。特にありません。

**山岡会長** では青年団活動。昔はなかなか、もう少しちょっとピークは過ぎてる頃かな。昭和27年、28年、29年、30年、ちょっともう青年団活動は下火になる。

**渡部委員** その成果がいろいろ出始めたところです。

**山岡会長** 今となつては青年団活動といつても、あまり知られないんでしょうけど。当時はかなり盛んで。

では、残すということによろしいですか。

次は981ページ、5番、心の問題なんですけど。これ中身については個人情報であるとか。

**渡部委員** 個別の問題ではなくて、相談件数で、どういう種類のものがあつたかというぐらひのことが一番の問題で、後はもうその対策だとかいうことみたいです。

ただこのセンターの中で、やっぱりそういう点も気を使ってくださいねというご意

見があったようですけれども、個人が特定されるような情報は一切ないようです。

**山岡会長** これの利用の仕方是对応していただいて残すということでもよろしいですかね。はい。ということで、一応これで全部やったということでもよろしいですかね。

**菊池委員** 保留のやつが。

**山岡会長** そうか、保留のやつか。保留のもさっきの理屈から言えば残すということに理屈の上ではなるとは思いますが、よろしいですかね。

はい。そうしましたら、...

**公文書館 宅間館長** 山岡会長、ちょっと確認がございますが、先ほどの公営企業局の分ですけれども、1番、2番、3番、4番とあるんですけれども、今回その移管をするものというのは歴史的価値が高いというもので考えていくと、2番が移管ではないかということになるかと思いますが、いかがでしょうか。903ページです。

**山岡会長** 1、2、3、4について、2番と3番を残す。

**依田委員** 2番だけ。

**山岡会長** 2番だけ残すということでやっというて、1、3、4は後で議論しましょうで保留にしていたでしょう。

**公文書館** 今、全部移管になってしまっていて。裁判関係なので、これも全部移管と言われたんですけど。

**山岡会長** 何か違いがありますか。

**公文書館 宅間館長** こちらは裁判ではそもそもなく、処分でもなくて。2番に関してはこれは特殊なものでして、昭和天皇の崩御に伴って、要は懲戒処分を免除するという歴史的価値のあるものであったということで、させていただいたというものでございます。

**山岡会長** そうしたら、裁判と連動するわけではないから必ずしも1、3、4については、改めてもう個別に議論しましょうということになるわけですね。

**依田委員** 裁判とは関係ないです。

**山岡会長** ないですね。だから2番だけ残して、1、3、4を削るという選択はあり得るわけです。まあそう古いわけではないので、2番だけ残すという選択でもいいんですかね。2番だけ残しましょう。はい。

それでは今回諮問された全実施機関のファイルについて、...

**事務局 (法務文書課小谷補佐)** 山岡会長、すみません。ちょっと今回、別紙が結構多いですので、例えば40分まで休憩してですね、その後公文書管理規則と公文書管理規程の説明をして、その間に別表を作って、最後に別表確認でも構いませんか。

**山岡会長** はい。それでは40分まで休憩しましょう。

《休憩》

**山岡会長** それでは次の議事に入ります、ということで、資料5にありますとおり、知事から7月31日付けで当委員会に条例32条1号の規定による、高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正についての諮問がありました。法務文書課から説明をお願いします。

**事務局 (法務文書課)** はい。法務文書課です。座って説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

私の方から高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について、概要を説明させていただきます。

右上に資料5と印字されている資料、諮問書の写しをご覧ください。同規則の改正につきましては、条例第32条第1号の規定により、公文書管理委員会への諮問が義務づけられており、このため、本諮問により内容の妥当性を審査していただくものです。

なお、条例第39条第1項の規定により、同規則の改正を公文書管理委員会に諮問しようとするときは、あらかじめ知事を除く関係する実施機関の意見を聴く必要がありますが、この実施機関への意見聴取についてはそれを実施した結果としまして特に意見はなかったということをご報告いたします。

これにつきましては資料5の記以下(3)に記載しているとおり、意見なしという結果でございました。

それでは今般の規則改正の趣旨についてですが、資料5の(1)にありますとおり、令和5年度から個人情報の保護に関する法律の適用に伴う、令和4年度における高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及びそれに伴う高知県個人情報保護条例の廃止を受けまして、同規則の規定を整備するというものになっております。

具体的には資料を2ページめくっていただけますでしょうか。新旧対照表をつけさせていただきます。

こちらの下線を引いてる箇所をご覧くださいと思います。

規則第4条第1項第5号のところ、線を引いているんですけども、高知県個人情報保護条例の条項を引用していた記載を、個人情報の保護に関する法律の条項を引用する記載に改めるなど、規則改正の趣旨に関連する条文について、以下、同様の規定の整理を行っているものです。

もう1枚めくっていただいて、第20条におきまして、個人情報というような文言が法律の適用を受けることによって、個人情報等というような記載に変わってるといふようなところでして、法律の適用を受けて文言の整理をしているということになっております。

以上で高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**山岡会長** 何かございますか。全て個人情報保護法でやるということで、各都道府県の条例がなくなりましたのでこのようにということ。

それでは資料6のとおり、適当と認められますということでもよろしいですか。

**各委員** (了承)

**山岡会長** はい。そのようにします。

次が、議事資料7にありますとおり、知事から7月31日付けで当委員会に条例第32条第1号の規定により、高知県公文書管理規程の一部改正についての諮問がありました。法務文書課から説明をお願いします。

**事務局(法務文書課)** はい。法務文書課です。引き続き私の方から規程の改正についてご説明させていただきます。

右上に資料7と印字されている資料、こちらの諮問書の写しをご覧ください。同訓令の改正につきましては、条例第32条第1号の規定により公文書管理委員会への諮問が義務づけられており、このため本諮問により内容の妥当性を審査していただくものです。

先ほどの条例施行規則の改正とは違いまして、各実施機関への意見聴取は必要ござ

いません。

それでは今般の公文書管理規程改正の趣旨についてですが、資料7の(1)にありますとおり、本県が令和4年度から電子決裁を導入したことに伴い同訓令の規定を整理するものです。

具体的には、資料を3ページほどめくっていただきまして、同様に新旧対照表をつけさせていただいております。こちらの下線を引いている箇所が改正する箇所ということになっております。

いくつか例をお示しするような形でご説明させていただきますが、公文書管理規程第2条中、第7号を9号とする。第6号を8号とする。第5号の次に新たに6号として電子決裁システムを、第7号として電子決裁を定義として追加しているものになります。

この他としまして、第15条第1項におきまして、以前のものとしましては回議書を用紙に出力して起案しなければならないとされていたところを、回議書を電子的方式により送信し、又は用紙に出力して起案しなければならないと改めるなど、全体としまして、これまで紙に限定した取扱いとなっていた条文につきまして、電子決裁の開始に伴い電子的な取扱いを可能とするよう規定の整理を行っているものになります。

この他、別記様式としまして、1ページ戻っていただいたところにつけているんですけども、第1号様式の2としまして、電子決裁完了票というものの様式を新たに追加しております。

以上で、高知県公文書管理規程の一部改正についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**山岡会長** 今の説明についてご質問ご意見ございませんか。

**依田委員** はい。

**山岡会長** はいどうぞ。

**依田委員** 質問です。これは知事部局だけですか。他の実施機関は同じようにしなくて大丈夫ですか。

**事務局（法務文書課）** 以前に条例施行規則や公文書管理規程を制定したときもそうだったんですけども、各実施機関は知事部局の管理規程を参考にそれぞれ改正をしていただくこととなっております。

今般、知事部局が先行して条例施行規則や管理規程を改正しまして、それを各実施機関に参考通知させていただいて、予定では、次回、第3回の委員会において、各実施機関の公文書管理規程の改正を諮問させていただくということを予定しております。

**山岡会長** 電子決裁に伴うものですから、了承ということよろしいですか。

**各委員** (了承)

**山岡会長** そしたら資料8のとおり、適当と認められます、ということにさせていただきます。

**各委員** (了承)

**事務局（法務文書課小谷補佐）** 今、別表をプリントアウトしておりますので、5分ほどお待ちください。

**山岡会長** では先に、第3回委員会の日程等について事務局から説明をお願いします。

**事務局（法務文書課小谷補佐）** 例年、2月で予定しておりますので、今回も令和6年の2月上旬で予定しております。詳細な日時につきましては、委員の皆様にもまた

別個で調整をさせていただいて、終わりとさせていただきます。

また、今日の議事録につきましては第3回委員会の資料となりますので、また事務局の方で案を作って、各委員の皆様に見ていただくようなことになろうと思いますので、またよろしく願いいたします。

**山岡会長** 次回の開催に当たりましては、事務局において日程等を調整の上で改めて開催通知を発出することといたします。

**事務局（法務文書課小谷補佐）** また、理由欄はまた別途確認をさせていただきますので、ファイル名の確認をお願いいたします。

《答申別紙1（案）及び別紙2（案）を各委員に配布》

**山岡会長** 保管が適当が別紙1、廃棄が適当が別紙2ということであげていただいて、あと理由は後でということですよ。

**事務局（法務文書課小谷補佐）** そうです。理由のところはまた確認をして送らせていただきますので。

**山岡会長** 別紙1、別紙2で、理由は後でということで、こういう意見ということでよろしいですか。

**依田委員** 1点だけ、別紙2の標題ですけど、歴史公文書等に該当とあるのですが、これは非該当の間違いかと思います。

**事務局（法務文書課小谷補佐）** はい。分かりました。

**山岡会長** それでは、高知県公文書等の管理に関する条例第32条第2項及び附則第6項の規定により、知事から委任された公文書館長に対して実施機関から協議があった保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書を公文書館に移管すること及び廃棄することについては、審議の結果、別紙1の公文書ファイルについては移管が適当であり、別紙2の公文書ファイルについては廃棄が適当であるとして当委員会は答申します。

**各委員** （了承）

**事務局（法務文書課小谷補佐）** そうしましたら、答申は会長と協議の上、起案し、公文書館長に答申書を発出させていただきます。

また答申書の写しを各委員に送付させていただきますので、事前に理由欄の方は確認させていただきます。

**山岡会長** それでは、本日はお疲れ様でした。

▲▲▲（終了）▲▲▲